

仕 様 書

1 名称

令和7年度市立高校生等結核検診業務

2 業務内容

- (1) 結核検診の実施
- (2) 検査結果の報告
- (3) 完了届の提出

3 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 検査対象者

(1) 検査対象者

- A 市立高等学校第1学年全員、支援学校高等部第1学年、中等教育学校第4学年
- B 市立夜間中学の在籍者 学年問わず全員
- C 結核高まん延国からの転入者（注1 学年問わず全員

（注1

結核高まん延国からの転入者とは

「高まん延国・地域に6ヶ月以上の滞在歴がある生徒」とし、該当生徒全員に胸部X線撮影の検査を実施する。

(2) 検査対象見込数

- ア (1) Aの見込数 2,283人
- イ (1) Bの合計見込数 112人
- ウ (1) Cの見込数 2人

※令和6年度実績 0人

※人数は見込みであるため、増減する可能性がある。

5 結核検診の実施

(1) 実施方法

4-A及びBを対象とした実施方法

- ア 「高等学校及び星友館中学校健康診断日程表」（別紙1）のとおり、各学校においてX線胸部撮影検査を行うこと。
- イ やむを得ない事情により別紙1の日程での実施が困難となった場合は、契約期間内で新たな日程を委託者と受託者の協議により決定すること。

ウ 学校所在地は「学校所在地一覧」（別紙２）のとおり。

エ アの結果、所見がある者（２次検査対象者）には、受託者の検診施設にて再度X線胸部撮影もしくはCT検査、あるいはその両方による２次検査を行うこと。

4－Cを対象とした実施方法

ア 委託者が別途該当者を連絡するため、受託者の検診施設にてX線胸部撮影検査による検査を行うこと。

イ アの結果、所見がある者（２次検査対象者）には、受託者の検診施設にて再度 X 線胸部撮影もしくはCT検査、あるいはその両方による２次検査を行うこと。

ウ 対象者のうち、短期転入者（在籍する期間が短期間である生徒）については、在籍期間に応じて速やかに X 線胸部撮影検査を受けられるよう日程調整を行うこと。

(2) 検査手順

4－A及びBを対象とした検査手順

ア 各校での検診実施日の原則１週間前までに委託者から提供される検査対象者名簿（Excel）を受領すること。受託者は検査対象者名簿を元に「結核検診台帳」（参考：別紙３）を作成し、検診実施日に学校へ持参すること。

イ 検診車により各学校でX線胸部撮影検査を実施すること。

ウ 別紙３にX線フィルム（ファイル）番号を記録し、検査終了後学校へ提出すること。

エ 各学校での検診で所見があった者については、委託者と協議の上２次検査受診期間を設定し、受託者施設で２次検査を実施すること。

4－Cを対象とした検査手順

委託者が検査対象者名簿（紙媒体）を作成し、11月までの毎月末までに受託者へ提供すること。その後委託者と協議の上受診期間を設定し、受託者施設にて検査を実施すること。

(3) 未検者のフォロー

委託者と協議の上、4－A、Bの未検者及び4－A～Cの２次検査未検者を対象としたフォロー検査期間を設定し、受託者施設にて検査を実施すること。※令和６年度フォロー期間（参考）７月25日～８月23日

(4) 留意事項（4－A～4－C共通）

ア X線撮影は診療放射線技師または医師が行い、同検査の所見確認は医師が行うこと。

イ 受託者施設において実施するX線撮影方法（下記別表）やCT検査の要否の判断が必要になった場合には、その判断は医師が行うこと。

別表

受託者施設において実施する胸部 X 線撮影方法
大角 1 方向
大角 2 方向
大角 3 方向

ウ X線撮影はフィルム撮影・デジタル撮影どちらも可とするが、本業務履行にあたっては精度差異が生じないように下記例のように統一を図ること。

各学校での検診…フィルム（間接）／デジタルのどちらかで統一

受託者施設での検診…フィルム（直接）／デジタルのどちらかで統一

エ 契約締結後、業務内容全般（各校での検診の流れ、受検者の服装注意点等）について速やかに委託者と協議・確認を行うこと。

オ 検査に従事する者は感染症対策に留意すること。

6 検査結果の報告

4 - A 及び B を対象とした結果報告

1 次検査結果は、以下のものを学校単位でまとめ、各校の検査実施日から3週間以内に委託者へ提出すること。なお、学校が使用する様式においては、2次検査を「精密検査」と表記すること。

《学校用》

次に示す①～④を封筒に入れ、封筒表書きには学校名を記入すること。

①「結核検診台帳」（別紙3）※所見があった者は所見欄に記入

②「定期結核検診成績表」（別紙4）

③「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の規定に基づく定期健康診断実施報告書」（別紙5）※2部

④それぞれの結果に応じた通知（学校長あて・保護者あて）

※雛形は契約締結後に委託者から交付。

《委託者用》

ア 学校用のうち、①～③の写しを提出すること。

イ 2次検査結果は、上記5(2)ウに加え「結果のお知らせ」（参考：別紙6）を作成し、速やかに委託者へ渡すこと。

ウ 2次検査の結果医療機関の受診を勧める場合等、必要に応じて一

次検査及び2次検査での撮影データを、委託者へ送付すること。

4 - Cを対象とした結果報告

受託者施設での検診結果は、**4 - A及びBを対象とした結果報告**に加え「結果のお知らせ」（参考：別紙6）を作成し、速やかに委託者へ提出すること。

なお、短期転入者については在籍期間中に生徒へ結果が届くよう留意すること。

7 完了届の提出

- (1) 全検査終了後、完了届に全校集計版の結核検診成績表（学校別・学年別・男女別がわかるようにすること）を添付し、委託者へ提出すること。
- (2) 全ての検診結果が入力された台帳（Excel）を、委託者へ提出すること。

8 個人情報の取扱

- (1) 「個人情報取扱安全管理基準」（別紙7）を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全基準適合申出書」（別紙8）を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。
- (2) 個人情報取扱状況の確認のため、受託者は毎月「個人情報取扱状況報告書」（別紙9）を委託者へ提出すること。
- (3) 別紙7で規定されている「9 定期監査の実施」については、委託者が業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について実地検査を行うため、検査に応じること。

9 その他

- (1) X線撮影に従事する診療放射線技師または医師について、契約締結後速やかに資格証の写しを委託者へ提出すること。
- (2) 6 - ④様式、通知用封筒は契約締結後に委託者から受託者へ提供する。
- (3) やむを得ない事情により検査実施日の変更が必要になった場合は、日程調整に応じること。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

10 担当課

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係 内潟
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル
TEL011-211-3841/FAX011-211-3852